

糸文の訂正と追加（五）

福島・荒田日条里遺跡（第一七号）

- 1 所在地 福島県いわき市平賀波字礼堂
 - 2 調査期間 一九九三年（平5）三月～七月
 - 3 発掘機関 (財)いわき市教育文化事業団
 - 4 調査担当者 吉田生哉・矢島敬之
 - 5 遺跡の種類 河川跡・祭祀跡
 - 6 遺跡の年代 五世紀中葉～一七世紀
 - 7 木簡の糸文・内容
- 荒田日条里遺跡は、市街地の東方約4km、夏井川下流の右岸に位置する。本遺跡から、東方約3kmには太平洋が、南東約1・5kmには磐城郡衙に比定されている根岸遺跡がある。
- 工場造成に伴う発掘調査で、古墳時代前期の竪穴住居跡一棟・古代の河川を含む溝跡九条・古代から近世に比定される土坑一八基を検出した。遺物の大半は、調査範囲の北側で東流する第三号溝跡から出土した。

第三号溝跡は、北岸が調査区域外に及び、その規模は確定できないが、幅五・〇～一〇・〇m前後、深さ一・〇～一・五m前後で、時期によつて位置を変えながら蛇行していたと推定される。他の遺構との関係や河川内の出土遺物から、この溝跡は、五世紀中葉～一二世紀前葉に機能していたが、泥土の堆積によつて葦原状態となり、一七世紀に埋没したと考えられる。

三号溝跡の遺物は、平安時代のものが中心で、木簡三四点、人面墨書土器・墨書土器二八七点、土器、土馬、碧玉製管玉、紡錘車、刀子、素環鏡板付轡、絵馬四点、人形・馬形・刀形・弓形、下駄、櫛、ヒヨウタンなどの植物遺体・馬などの動物遺体・人骨と思われる骨片などが出土した。

木簡および遺構・遺物の概略は、本誌第一七号で報告されたが、その後に、刊行された報告書に糸文の訂正箇所が多く見受けられたので、報告書に基づいて記述する。なお、成稿にあたり、吉田生哉氏のご教示を得た。

訛文の訂正と追加

(1)

- 「郡符、里刀丸、手古丸、黒成、宮沢、安継家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、圓隱、百濟部於用丸、真丸丸、奥丸、福丸、蘿日丸、勝野、勝宗、貞継、淨人部於日丸、淨野、舍人丸、佐里丸、淨継、子淨継、丸子部福継、壬部福成女、於保五百繼、子槐本家、太青女、真名足『不』子於足、『合卅四人』」

右田人為以今月三日上面職田令殖可扈発如件

・「大領於保臣 奉宣別為如任件□〔宣力〕
以五月一日」

592×45×6 011 17(1)第一号

(2)

- 「返抄檢納公廨米陸升正料四升卅七石丈部子福〔領力〕
右件米檢納如件別返抄

『仁壽二年十月□日米長〔〕』
〔於保臣雄公□〕
(268)×35×10 033 17(3)第一号

(5)

- 買上替馬□〔事力〕
赤毛牝馬歲四驗無直六百

(148)×35×3 081 17(6)第六号

(6)

- 真□斗□
立六日

(93)×15×6 081 17(7)第七号

(3)

- ▽□□□請給□□

(125)×26×6 039 17(4)第四号

(7)

- 五疋令肋□□
立申

(266)×40×5 019 17(8)第八号

(4)

- 「謹言上請借計矢十五□

(219)×37×8 019 17(5)第五号

(8)

- 丈部廣
丈部庭足
壬生部虫万呂

(164)×35×3 019 17(9)第九号

- (9) • 「□□|_」 「遍ノ意カ」
 千手一_」
 〔羅〕
 陁フ尼廿遍 净土阿弥
- 定□ 俗名丈部裳吉
 〔総カ〕
 経 □□□□
- (10) • 「▽□□五斗」
 〔温女カ〕
 □□□□
- (11) 「廐伝子丈部」
 203×17×5 033 17(12)第111号
- (12) • 「▽千万九斗」
 (155)×27×3 081 17(13)第111号
- (13) • 「白稻五斗 五月□□」
 □□□□ (196)×23×3 051 17(17)第17号
- (14) 「▽女和早四斗」 (197)×24×4 033 17(18) 第1八号
- (15) • 「▽地蔵子一斛」
 」 (109)×22×3 033 17(21) 第11号
- 「▽五月廿二日門戸介」 (109)×22×3 033 17(21) 第11号
- (16) • 「▽ 鬼□□□」
 「於カ」
 (87)×25×3 039 17(19) 第1九号
- (17) • ○□□□□予□
 〔石カ〕
 (113)×23×4 081 17(22) 第111号
- (18) • 「▽丈マ有安追料」
 「即カ」
 □□□□ (105)×(18)×(3) 181 17(23) 第111号
- (19) 「▽正觀□□□」
 (173)×23×7 061 17(24) 第11四号
- (20) 「我 田」
 下丈マ□ (175)×15×5 011 17(26) 第11六号
- (21) (22) • 「□横」
 □□□□ 146×30×4 011 17(27) 第11七号
- 「□□□□」
- 訛文の訂正が見られるのは、上記の111点である。
 以下、報告書の解説を抄録する。
- (1) の「扈」は「雇」に通じ、田植えの労働力が雇役による」とを示すか。(2)は記載内容、付札の形状の返抄本簡であること、郡司の署名があることなどから、磐城郡から国府に進上した米三七斛六斗に付けられた付札で、その内公廨米として収納された六升に対する

返抄文言が記されて郡に戻り、郡司の署名が裏面に記されたと想定される。裏面の「於保臣雄公」は、『続日本後紀』承和七年（八四〇）三月二二日（戊子）条・同一〇年一月一五日（己亥）条・同一一年正月八日（辛卯）条に見える磐城郡大領「磐城臣雄公」と同一人物と考えられる。(5)は馬の買い替えの記録簡。「駿无」と身体的特徴がないことを表す。「歳四」は、交尾可能な年齢の牝馬（厩牧令牧牝馬条）と、「六百束」は陸奥国の駢馬（上馬）の価格（延喜式一主税上）とそれぞれ対応する。(9)は僧名と俗名、經典名と經典の読経回数を記す。優婆塞貢進文に似るが、僧名を記す点が異なり、沙弥などの修行に関するメモ的な記録簡であろう。(11)は磐城郡家に附属する厩に「丈部某」という「伝子」が所属していたことを窺わせる。(13)～(17)は稻の品種を記す木簡で、(13)は「しろいね」「しろしね」、(14)は「わさ」（早稲の品種）、(15)は「ちくらこ」と訓読される。(16)(17)は形状・記載様式・数量などから、(13)～(15)と同種の木簡と推定されるが、本遺跡では、他にも同種の木簡が二点出土している（本誌第一七号(15)(16)）。(15)(16)裏面の日付は、貢進日ではなく、播種日と考えられる。(18)は追加分の納入に関するものであろう。

8 関係文献

いわき市教育委員会『荒田目条里遺跡』（一〇〇一年）

(岩宮隆司（大阪市立大学）)

- (1) 寺米日記并上返抄国解
 - 人 上返抄者郡大 〔健カ〕
- (145)×32×3 081

大分・飯塚遺跡（第二二二号）

所在地 大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ
調査期間 一九九九年（平11）一月～九月
発掘機関 国東町教育委員会

1	所在地	大分県東国東郡国東町大字鶴川字キリウ
2	調査期間	一九九九年（平11）一月～九月
3	発掘機関	国東町教育委員会
4	調査担当者	永松みゆき・藤本啓一
5	遺跡の種類	集落・泥湿地包含層
6	遺跡の年代	八世紀後半～一〇世紀
7	木簡の訛文・内容	

本誌第二二号で報告した段階では、本遺跡は汀に立地し、九世紀頃に農業経営に加え木製品・金属製品の製作をも行なうという多角的経営の拠点であったが、それが寺院・貴族などによる荘園経営なのか、在地有力者による経営なのかは明確ではなかった。

その後、出土遺物の整理を進める中で、次の五点が新たに見つかった。木簡の総点数は五五点となる。遺跡の性格に大きく関わる材料となるので、以下、誌面をかりて補論を述べることとする。